

特定非営利活動法人コミュニサーあおもり

特別個人募集会員規約

第1条 法人の運営

特定非営利活動法人コミュニサーあおもり（以下「当法人」という。）は、特別個人募集の主催や運営を行い、独身者に対して、特別に出会いの場や異性の紹介の場を提供したり、お見合いやパーティー参加希望の異性の募集を行います。

第2条 目的

当法人は、会員に対する結婚相手選択に必要な情報の提供及びそれに付帯するサービスや必要な助言等を行うことを目的とします。また、誠意を持って本規約に明記した異性募集、出会いの場、セミナー等の自己啓発の情報サービスを提供致しますが、お見合い及び結婚を保証するものではありません。

第3条 提供するサービス

- 1 会員は、当法人が提供する会員情報から希望する会員を選択してお見合いを申し込んだり、パーティーに参加したりすることができます。お見合い、パーティーの異性参加者の必要経費は、会員が負担することとなります。
- 2 会員の生活状況に応じて、それぞれの計画書を作成し、それに基づいて、お見合いやパーティー等のイベントを開催します。待機に期間がある場合は、通常の月会費の他に、別途、必要最小限の月会費をご負担いただきます。インターネット会員用システムは事務局が管理・提供しますが、事故、システムメンテナンス、ネットワーク障害等で24時間完全提供のサービスではありません。
- 3 当法人が関連主催するパーティー及びイベントに出席出来ます。ただし、種類により出られないものもあります。また、事情により開催を延期または中止することもあります。参加費用は主催者側が決定する額とし、当法人にお支払いいただきます。
- 4 お見合い、交際、結婚に対するアドバイスをを行います。別途、専門的な相談等は、別途料金がかかる場合があります。

第4条 入会審査

入会資格に不適合と認められた場合は、入会をお断りすることがあります。その場合、理由等一切の開示はできません。

第5条 入会資格

- 1 社会人としての良識があり、法的にも実生活においても独身者の健全な方
- 2 経済的、身体的、精神的に正常な結婚生活を営める方
- 3 当法人の定めた以下の証明書類を提出できる方
 - (1) 指定の身上書
 - (2) 独身証明書または戸籍謄本
 - (3) 収入の証明書
 - (4) 学歴の証明 対象：大卒以上の男女会員
 - (5) 住民票
 - (6) 資格免許 対象：資格保有者
 - (7) 写真（本人の3か月以内のもの）

第6条 会員登録

会員は、当法人の提供する会員情報・写真の掲載を認めることとします。ただし、この場合、住所の細部、電話番号の個人データは載せません。また、個人プロフィール情報に鍵をかけること、写真を掲載しないこと、個人プロフィール情報を出さないことなど選択出来ます。ただし、以上を選択することは、異性の応募の減少及びお見合いやパーティーを組みにくくする条件となります。

第7条 会員個人情報の管理

会員個人情報の管理責任者は当法人の代表者とします。管理責任者は、会員の個人情報管理、秘密厳守に最大限の注意を払うこととします。当法人では特別個人募集、婚活イベント、セミナー参加以外の目的で個人情報を使用しないこととします。会員より預かった写真及び証明書類は退会后5年間保管した後返却または廃棄します。入会申し込み及び身上書は5年間保管後に当法人で廃棄します。

第8条 会員の義務と遵守事項

1 自己の登録情報に関する事項

- (1) 入会時に提出する書類等に嘘があってはならないものとします。
- (2) 提出条件に変更があった場合は、速やかに届けを出すものとします。

2 パーティー、お見合い交際に関する事項

- (1) 紹介相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的のために当法人を利用してはなりません。
- (2) パーティー、お見合い、交際に際しては、言動、行動、服装に気をつけ、社会人として良識ある対応をとって下さい。
- (3) 当法人との間で同意し決定したお見合いは断ることができません。

- (4) パーティー、お見合い場所の設定、紹介等は当法人が行います。
- (5) パーティー、お見合い当日に無断欠席をした場合は、反則金として同月会費の倍額を支払うこととします。
- (6) 当会より紹介した相手との金銭の授受・貸借は禁止します。
- (7) 交際をお断りする場合は、当法人の事務局を経由して行うものとします。
- (8) 交際のお断りを受けた場合は、お相手には以後連絡しないこととします。
- (9) パーティー、お見合い後の交際期間は原則として3か月以内とします。
- (10) やむを得ず延長を希望される場合は、当法人と話し合いを行うこととします。
- (11) 交際中は、状況を定期的に当法人に対し報告してください。また、当法人に偽りなく状況を説明してください。
- (12) 婚約した場合は、速やかに当法人に報告して下さい。

3 プライバシーに関する事項

- (1) 会員は、自己の個人プロフィール情報を入会希望者や会員に閲覧されることを認めるものとします。
- (2) 会員情報、パーティーやお見合いで知り得た相手の個人情報は第三者に漏らさないこととします。

4 特別個人募集会員用システム利用に関する事項

- (1) 特別個人募集会員用システムのパスワードを第三者に教えたり、会員情報画面を第三者に見せないこととします。
- (2) 特別個人募集会員用システムを利用する者は、会員情報画面の保存、印刷をしないこととします。
- (3) 特別個人募集会員用システムを利用する者には、他会員情報を覗き見しようとする一切の行為を禁止します。
- (4) 以上の不正利用が発覚した場合、当法人からの損害賠償請求に応じていただくことがあります。

5 自己責任に関する事項

紹介相手との交際は自己責任の範囲でお願いします。トラブルが発生しても当法人は責任を負わないものとします。

第9条 入会の解除・中途解約

- 1 会員は、入会日より8日間は無条件で解約できます。その場合、入会時に納入した費用は全額返還します。ただし、その際、手数料が発生する場合は、入会者の負担となりますので、差引いた額での返金となります。
- 2 契約日より8日経過以降の中途解約は、未経過分の残存金がある場合、政令で定めた金額(初期費用+2万円又は残存金額20パーセントのいずれか低い額)を除き返還いたします。
- 3 会員期間の満了、成婚退会、除名処分の場合は、中途解約には該当しませんので、受領金の返還はいたしません。

第10条 会員の期間

入会の有効期間は特別個人募集計画書表示期間とします。引き続き更新手続き，会費を納めることで期間の延長が出来るものとします。

第11条 会員の退会

以下の場合，当法人から退会したものととして処理いたします。

- 1 会員の意思で退会を申し出た場合
- 2 会費が未納の場合
- 3 婚約結婚した場合
- 4 当法人が特別個人募集対象者そして不相当と認めた場合
- 5 会員期間が満了となった場合

第12条 会員の除名

- 1 以下の場合，除名処分となることもあります。
 - ① 会員規約に反した場合
 - ② 紹介相手及び当法人の名誉及び信用を傷つけた場合
 - ③ 公序良俗に反する行為をした場合
 - ④ 当法人が規約に照らして不相当な会員と判断した場合
- 2 除名処分となった場合には入会費用は返還しません。また，当法人に損害が発生した時には会員に対して損害賠償を請求できるものとします。

第13条 成婚

成婚とは，会員同士が婚約したことをいいます。当法人では以下のように扱います。

1 成婚の定義

以下の場合に成婚と認められます。

- ① 結婚の口約束，結納，結婚式，婚姻届提出があった場合
- ② 同居または同棲を開始した場合（不定期の同居または同棲の開始も含みます。）
- ③ 退会后，過去に当法人からの紹介でパーティー，お見合いをされた方と結婚された場合

2 成婚料の支払い

当法人は，今のところ，成婚料はいただいておりません。また，特定の相手と認めた方との交際期間は3か月となります。期間内に結論を出すようにしていただきます。その際の月会費は，計画書記載の個々の契約どおりの通常金額をお支払いいただきます。

3 反則金の支払い

会員が成婚の事実を故意に隠した場合は，計画書記載契約料の倍額を反則金としてお支払いいただくこととなります。

4 成婚報告後の破談について

パーティーやお見合いの日から90日未満の間に成婚とみなし、その期間内に結婚に
いらず破談になった場合は通常の募集を開始いたします。

パーティー、お見合い日から90日以上経過した場合は、入籍・結婚に至らなくとも、
原則として退会と致します。

入籍・結婚に至らなく破談になった場合はご希望により登録料のみで再登録をいたし
ます。

第14条 問題の解決

会員と当法人との間の紛争及び本規約に関する一切の紛争は、青森地方裁判所をもって
第一審管轄裁判所とします。

以上